

鹿児島市監査委員	内	山		薫
同	小	迫	義	仁
同	仮	屋	秀	一
同	菌	田	裕	之

令和元年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり実施した財政援助団体等監査の結果について、市長及び教育長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

記

1 監査指摘対象団体及び所管課

- (1) 公益財団法人西郷南洲顕彰会（教育委員会事務局教育部生涯学習課）
- (2) 株式会社南和産業（健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課）

2 監査の期間

令和元年8月2日から同年10月3日まで

3 監査の対象

平成30年度事務



教生 第 266 号
令和 元年 11月 27日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市教育委員会 教育長
(生涯学習課取扱い)



令和元年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項に基づき下記のとおり通知します。

記

指摘事項等	担当局部課	措置
所管課の公有財産台帳に不備があった 【生涯学習課】 出捐金の公有財産台帳が整備されていない	生涯学習課	公益財団法人西郷南洲顕彰会出捐金の公有財産台帳が整備されていなかったことについては、鹿児島市財産規則第14条第1項の規定に定める様式により、新たに整備しました。

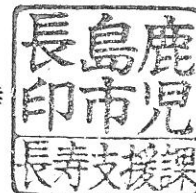
(注) 指摘事項等欄は、公表された監査の結果の内容を記載し、下には()書きで、監査結果調書の内容を記載すること。(同じ内容の場合は()書きは省略可)



長支第 363-1 号
令和元年 11月 27日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸
(長寿支援課取扱い)



令和元年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項に基づき下記のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	担当局部課	措 置
<p>使用料の収納業務において現金の保管方法に不適切なものがあった</p> <p>【株式会社南和産業】 〔喜入老人憩の家〕 基本協定の事業計画で、施設内で金銭を預かる状況が発生した場合、指定の金庫内に保管することとしているが、保管されていない。</p>	<p>長寿支援課</p>	<p>指摘を受けた喜入老人憩の家における金銭管理につきましては、基本協定書の「事業計画書」「収納事務実施要領」に基づき適正に金銭管理、収納業務を行うよう、以下のとおり改善致しました。</p> <p>①金銭管理 毎日、施設閉館後に職員2人で券売機から当日分の収納金を取り出し、事務所に設置している金庫で保管する。 金庫の鍵は事務所の鍵付きボックスで保管する。</p> <p>②収納金払込み 毎週火曜日及び金曜日（ただし、施設及び指定金融機関が休日等により払込みができない場合は翌営業日）に、金庫内の収納金を指定金融機関において払い込む。</p> <p>③チェック体制 ①、②の業務について、毎月1回、管理責任者が業務執行状況を確認する。</p>

(注) 指摘事項等欄は、公表された監査の結果の内容を記載し、下には()書きで、監査結果調書の内容を記載すること。(同じ内容の場合は()書きは省略可)